

別表1 提出部数について

	届出が必要な事項	届出様式		提出時期	提出部数	根拠	概要説明 事前協議 事前相談 の要否
		規則様式	運用要綱様式ほか				
概要説明	(1)新設の届出((4))、法第6条第2項の変更の届出((7)~(16))又は経過措置に係る変更の届出((24))をする場合	-	大規模小売店舗の名称、所在地、敷地面積、店舗面積、土地建物の所有者、開店予定日及び図面等その他届出を予定している内容のわかるもの(注1)	事前協議の前	1	第3条	-
事前協議	(2)新設の届出((4))、法第6条第2項の変更の届出((7)~(16))又は経過措置に係る変更の届出((24))をする場合	-	“(注2)	概要説明の後、事前相談の前まで	19	第4条	-
事前相談	(3)新設の届出((4))、法第6条第2項の変更の届出((7)~(16))又は経過措置に係る変更の届出((24))をする場合	-	様式第1号	新設又は変更届出提出の1ヶ月前まで	19	第5条第1項	-
新設	(4)大規模小売店舗を新設する場合 (増床して店舗面積の合計が1,000㎡を超える場合を含む)	様式第1	様式第2~6号	開店8ヶ月前まで	22 (注3)	法第5条第1項	必要
届出事項の変更	名称等 (5)大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	様式第2	様式第2号	変更後遅滞なく	4	法第6条第1項	不要
	(6)大規模小売店舗設置者及び当該大規模小売店舗の小売業者の氏名(名称)、住所、代表者等の変更	”	様式第2号				
	開店 (7)大規模小売店舗を新設する日の繰上げ	様式第3	(添付書類なし)	変更8ヶ月前まで	22 (注3)	法第6条第2項	必要
	増床 (8)大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基礎面積(注4)の1割又は1,000㎡のいずれか小さい面積を超えて増加させる場合	”	様式第2~6号				
	施設配置 (9)駐車場の位置の変更又は収容台数の減	”	様式第2、3号				
(10)駐輪場の位置の変更又は収容台数の減	”	”					
(11)荷さばき施設の位置の変更又は面積の減	”	様式第2~4号					
(12)廃棄物等の保管施設の位置又は容量の減	”	様式第2、5号					

施設運営	(13)小売業者の開店時刻繰上げ又は閉店時刻繰下げ	〃	様式第2～4号	変更前	22 (注3)	法第6条第2項	必要
	(14)来客が駐車場を利用可能な時間帯の変更	〃	〃				
	(15)駐車場の自動車出入口の数又は位置の変更	〃	〃				
	(16)荷さばき施設における荷さばき可能な時間帯の変更	〃	〃				
廃止	(17)大規模小売店舗の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合	様式第4	(添付書類なし)	変更前	1	法第6条第5項	不要
軽微	(18)店舗に附属する施設の位置の変更で軽微変更適用を申出する場合	-	様式第7号	変更届出1ヶ月前まで	1 (注5)	第8条第1項	-
市意見等への対応	(19)市の意見が述べられた場合	様式第5 又は通知	様式第2～6号 のうち変更に係るもの	新增設の2ヶ月以上前で、 市意見通知後1ヶ月以内	22	法第8条第7項	〃
	(20)上記届出の提出が遅れる場合	-	様式15号	〃	1	第19条第4項	〃
	(21)市の勧告を受けた場合	様式第6	様式第2～6号 のうち変更に係るもの	市勧告通知後1ヶ月以内	22	法第9条第4項	〃
	(22)上記届出の提出が遅れる場合	-	様式第15号	〃	1	第21条第4項	〃
承継	(23)大規模小売店舗を承継した場合	様式第7	大規模小売店舗の 譲渡、相続、合併又は分割の 事実を証する書類	承継後遅滞なく	1	法第11条第3項	不要
経過措置	(24)立地法による届出をしていない大規模小売店舗が、立地法施行後、 最初に行う変更の場合	様式第8	様式第2～6号 のうち変更に係るもの	変更8ヶ月前まで（施設運営 の変更は変更前）	22 (注3)	法附則 第5条第1項	必要
説明会	(25)説明会の開催計画書を提出する場合	-	様式第8号	説明会開催1週間前	1	第9条第4項	-
	(26)説明会の公告を行うことができない場合	-	様式第9号	説明会開催60日前まで	1	第10条第2項	〃

	(27)説明会開催の省略を申出する場合	-	様式第10号	変更届出提出1ヶ月前	1 (注5)	第11条第1項	"
	(28)説明会が開催不能の場合	-	様式第12号	不能事由発生後10日以内	1	第13条第1項	"
	(29)説明会を開催した場合	-	様式第11号	説明会開催後10日以内	1	第14条	"
	(30)説明会開催不能の認定を受け代替措置を実施した場合	-	様式第11号	代替措置実施後10日以内	1	第13条第5項	"
住民等の 意見	(31)届出に対し住民等が意見を述べる場合	-	様式第13号	届出書縦覧の終了日まで	1	第15条	"
学識経験 者の意見	(32)届出に対し学識経験者が意見を述べる場合	-	様式第14号	住民等の意見の公告・縦覧 後	1	第17条第2項	"
取 下	(33)届出を取り下げる場合	-	様式第16号	-	1	第26条	"
報 告	(34)市から求められた報告を行う場合	-	様式第17号	市が指定した日まで	1	第27条	"

(注1) 法第5条第1項の規定による届出のほか当該大規模小売店舗周辺の道路に交通渋滞等の影響を及ぼし得る内容の届出を予定している場合はその周辺において交通量の調査を行うことを予定している地点のわかる図面も併せて提出すること。

(注2) 法第5条第1項の規定による届出のほか当該大規模小売店舗周辺の道路に交通渋滞等の影響を及ぼし得る内容の届出を予定している場合はその周辺において交通量調査を行った結果を踏まえた渋滞緩和措置等の内容のわかるものも併せて提出すること。

(注3) 当該大規模小売店舗が市境店舗の場合は、提出部数に熊本市以外の市町の数を加えた部数を追加すること。

(注4) 「基礎面積」：第5条第1項若しくは第6条第2項により届出済みの店舗面積の合計。

(注5) (18)(軽微変更申出書)及び(27)(掲示による説明会申出書)は 法第6条2項による変更届出の事前相談の際に提出すること。

★提出部数の内訳

1部：市所管課確認用、4部：市所管課確認用＋市所管課縦覧用＋所在区役所縦覧用＋県所管課縦覧用、

19部：市所管課確認用＋関係課確認用＋学識経験者確認用

22部：市所管課確認用＋関係課確認用＋学識経験者確認用＋市所管課縦覧用＋所在区役所縦覧用＋県所管課縦覧用

※書類での提出に代えてデータの提供を求める場合は別途指定する部数を提出すること。